さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。)第23条の規定による附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めることにより、透明かつ公正な会議の運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関等」とは、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他市民、 専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的として 設置される協議会、懇談会、懇話会、研究会等をいう。

(附属機関等に関する情報の提供)

- 第3条 附属機関等を所管する課所等の長(以下「所管課長等」という。)は、 附属機関等を設置したときは、市のホームページに当該附属機関等のコンテ ンツを作成し、次に掲げる事項を掲載するものとする。ただし、次に掲げる 事項に情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報が含まれる場合は、こ の限りではない。
 - (1) 設置目的(趣旨)
 - (2) 設置根拠(法律、条例、規則、要綱等)
 - (3) 設置年月日
 - (4) 委員名簿
 - (5) 次回会議開催予定の情報
 - (6) 会議の開催結果、会議資料及び会議録
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、答申、報告書その他附属機関等が必要と認める事項

(会議の非公開)

第4条 附属機関等の長は、情報公開条例第23条第2号又は第3号の規定に 該当し、又は該当するおそれがあると判断し、当該附属機関等の会議の全部 又は一部を公開しないこととする場合は、当該会議に諮るものとする。

- 2 附属機関等の長は、前項の規定により会議の全部又は一部を公開しないこととした場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 3 附属機関等の長は、前項の規定により会議の全部又は一部を公開しないこととした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開方法等)

- 第5条 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の 傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 附属機関等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に傍聴席及び記者席を設けるものとする。
- 3 附属機関等は、会議の傍聴を認められた者(以下「傍聴者」という。)に会議の資料(情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報が記録されている部分を除く。以下同じ。)を無償で提供するものとする。ただし、会議の資料が貴重、高額、大量であることなどの理由により、会議の資料を提供できない場合は、審議事項の分かる資料を提供し、又は当該会議の資料を会議終了までの間会場に備え、傍聴者の閲覧に供することができる。
- 4 附属機関等の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- 5 附属機関等の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。
- 6 傍聴者は、会場の秩序維持に関し、附属機関等の長の指示に従わなければ ならない。

(会議開催の周知)

- 第6条 所管課長等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の10 目前までに、会議開催のお知らせ(様式第1号)を電子データで行政透明推 進課長に送付するとともに、会議の開催について他の適切な方法により周知 に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、 この限りではない。
- 2 前項本文の規定により会議開催のお知らせを行政透明推進課長に送付する ときは、電子メールの件名に「会議開催のお知らせ」と入力して送付するも

のとする。

3 行政透明推進課長は、会議開催のお知らせが送付されたときは、各区役所 情報公開コーナーにおいて会議の開催について周知するとともに、市のホー ムページに掲載するものとする。

(会議結果の作成及び公開)

- 第7条 所管課長等は、年度ごとに、会議の開催結果、会議資料及び会議録を つづる会議ごとの専用ファイル(以下「専用ファイル」という。)を作成し、 次に掲げる資料をつづるものとする。ただし、第3号に規定する委員名簿に 情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報が含まれる場合は、この限り ではない。
 - (1) 設置目的(趣旨)及び設置年月日を記載した資料
 - (2) 設置根拠(法律、条例、規則、要綱等)
 - (3) 委員名簿
- 2 前項本文の規定により専用ファイルを作成するときは、専用ファイルの表表紙に次に掲げる事項を横書きで、専用ファイルの背表紙に第1号から第3号までに掲げる事項を縦書きで明記したものを、10冊作成するものとする。
 - (1) 年度
 - (2) 附属機関等名
 - (3) 所管する課所等名
 - (4) 閲覧用
- 3 所管課長等は、会議開催日から7日以内に、会議の開催結果(様式第2号) を作成し、会議の開催結果及び会議資料を紙で行政透明推進課長へ送付する とともに、市のホームページに作成した附属機関等のコンテンツに掲載する ものとする。ただし、各年度の最初の会議の開催結果及び会議資料を送付す るときは、専用ファイルにつづり、行政透明推進課へ送付するものとする。
- 4 前項本文の規定により紙で送付するときは、11部を直接持参又は庁舎連絡便により、行政透明推進課へ送付するものとする。
- 5 情報公開条例第23条ただし書きの規定により会議の全部又は一部を非公 開とした場合又は会議資料が貴重、高額、大量であることなどの理由により

会議資料の送付及び掲載ができない場合は、会議資料の送付及び掲載を省略することができる。

6 行政透明推進課長は、会議の開催結果及び会議資料が送付されたときは、 各区役所情報公開コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

(会議録の作成及び公開)

- 第8条 附属機関等は、会議開催後、速やかに、次に掲げる事項を記載した会 議録を作成するものとする。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 会議の開催日時
 - (3) 会議の開催場所
 - (4) 出席者名及び欠席者名
 - (5) 議題及び公開又は非公開の別
 - (6) 非公開の理由
 - (7) 傍聴者の数
 - (8) 審議した内容
 - (9) 問合せ先
 - 10 前各号に掲げるもののほか、附属機関等が必要と認める事項
- 2 所管課長等は、会議開催後、速やかに、附属機関等が作成した会議録を紙で行政透明推進課長へ送付するとともに、市のホームページに作成した附属機関等のコンテンツに掲載するものとする。ただし、会議の全部又は一部を非公開とした場合は、会議録に代えて議事概要の送付及び掲載を行うことができる。
- 3 前項本文の規定により紙で送付するときは、11部を直接持参又は庁舎連絡便により、行政透明推進課へ送付するものとする。
- 4 第2項ただし書の規定により議事概要の送付及び掲載を行う場合は、会議 の開催結果にあらかじめその理由を明記するものとする。
- 5 第2項ただし書の規定にかかわらず、期間の経過や業務の進行などにより 会議録の公開が可能となった場合は、速やかに、当該会議録の送付及び掲載 を行うものとする。

6 行政透明推進課長は、会議録が送付されたときは、各区役所情報公開コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

(会議結果等の公開期間)

第9条 会議の開催結果、会議資料及び会議録を、各区役所情報公開コーナーにおいて閲覧に供する期間は会議を行った年度及びその翌年度とし、市のホームページに作成した附属機関等のコンテンツに掲載する期間は会議を行った年度及びその翌年度以上の期間で所管課長等が必要と認める期間とする。

(会議結果等の管理)

第10条 全部又は一部を非公開とした会議の会議資料及び会議録は、附属機関等を所管する課所等で行政情報として管理し、その開示の決定については情報公開条例又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定により行うものとする。

(運用状況の公表)

- 第11条 市長は、毎年度、次項各号に掲げる各附属機関等の運用状況を取り まとめ、公表するものとする。
- 2 各附属機関等の会議の公開に関する運用状況の公表の内容は、次に掲げる とおりとする。
 - (1) 会議の開催件数
 - (2) 公開された会議の件数
 - (3) 非公開とされた会議の件数
 - (4) 傍聴者の延べ人数

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、附属機関等が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に周知を行う附属機関等の会

議について適用する。

附則

- この要綱は、平成24年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年3月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する